

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：エスティケー協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 橋口 定明
- (3) 所在地：東京都江戸川区西小岩 4 丁目 11 番 9 号

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号及び第 4 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を、三月に一回以上の頻度で実施していなかったこと、監査の終了後遅滞なく、監査報告書を外国人技能実習機構に提出していなかったこと、及び提出期限までに事業報告書を同機構に提出していなかったことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））及び第 4 号（技能実習法第 42 条第 1 項及び第 2 項）に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社エヌ・ファクトリー
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 梅本 寛
- (3) 所在地：奈良県奈良市秋篠三和町1丁目15番2号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（23件）

平成30年6月14日認定「認1808005731」
同年10月9日認定「認1808024372」「認1808024373」「認1808024374」
平成31年3月18日認定「認1808043817」「認1808043818」「認1808043819」
令和元年6月27日認定「認1908008034」「認1908008035」「認1908008036」
同年8月8日認定「認1908011224」「認1908011225」「認1908011226」
同年10月29日認定「認1908027663」「認1908027664」「認1908027665」
同年10月30日認定「認1908027666」「認1908027667」
同年11月20日認定「認1908028963」「認1908028964」
令和2年7月16日認定「認2008010703」「認2008010704」「認2008010705」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年2月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：小清水被服工業有限会社
- (2) 代表者職氏名：取締役 小清水 照行
- (3) 所在地：愛媛県西予市宇和町東多田 96 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (36 件)

平成30年 9 月 6 日認定 「認1811004300」「認1811004301」「認1811004302」
令和元年 8 月 30 日認定 「認1911003391」「認1911003392」「認1911003393」
同年 11 月 26 日認定 「認1911002696」「認1911002697」「認1911002698」
令和 2 年 9 月 1 日認定 「認2011002166」「認2011002167」「認2011002168」
同年 9 月 2 日認定 「認2011002920」「認2011002921」「認2011002922」
「認2011002923」「認2011002924」「認2011002925」
同年 10 月 12 日認定 「認2011003131」「認2011003132」「認2011003133」
令和 3 年 3 月 8 日認定 「認2011005549」「認2011005550」「認2011005551」
令和 4 年 3 月 17 日認定 「認2111003770」「認2111003771」「認2111003772」
「認2111003773」「認2111003774」「認2111003775」
同年 8 月 29 日認定 「認2211001507」「認2211001508」「認2211001509」
「認2211001510」「認2211001511」「認2211001512」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号(技能実習法第 9 条第 6 号)及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社小平建設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 小平 良司
 - (3) 所在地：長野県茅野市湖東 3295 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）
令和 2 年 1 月 29 日認定「認1905007766」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社 T E S
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 坂元 隆文
- (3) 所 在 地：広島県安芸郡坂町横浜西二丁目 4 番 32 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9 件）

- 令和 2 年 7 月 2 日認定「認2009004011」「認2009004012」「認2009004013」
同年 7 月 16 日認定「認1909029230」「認1909029231」「認1909029232」
令和 3 年 11 月 30 日認定「認2109006692」
令和 4 年 1 月 6 日認定「認2109006691」「認2109006693」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社中藤電機産業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 敏之
- (3) 所在地：愛知県津島市寺野町字五反田 28 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14 件）

平成31年 4 月 1 日認定 「認1806072226」 「認1806072227」 「認1806072228」
令和元年12月 6 日認定 「認1906039372」
令和 2 年 5 月 8 日認定 「認1906063511」 「認1906063512」 「認1906063513」
「認1906063514」 「認1906063515」
同年 9 月17日認定 「認2006013237」 「認2006013238」
同年12月 8 日認定 「認2006020678」 「認2006020679」 「認2006020680」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ナカムラ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中村 裕彦
- (3) 所在地：奈良県奈良市秋篠三和町1丁目15番1号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10件）

平成30年6月19日認定「認1808006970」「認1808006971」「認1808006972」
「認1808006973」「認1808006974」「認1808006975」
「認1808009104」
令和元年8月8日認定「認1908011221」「認1908011222」「認1908011223」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第1号及び第2号の規定に基づき、令和5年2月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、及び技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしていたと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号及び第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社中元
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 中元 彰一
- (3) 所在地：富山県南砺市竹林 241 番地の 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

- 平成30年 5 月 7 日認定「認1707002535」
- 同年 5 月11日認定「認1707003588」
- 同年 5 月23日認定「認1707003448」「認1707003449」
- 同年 7 月18日認定「認1807006265」
- 令和元年 7 月12日認定「認1907003797」
- 同年 7 月22日認定「認1907003786」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し虚偽の帳簿書類を提示をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社西川工業
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 西川 太人
 - (3) 所在地：広島県福山市草戸町4丁目22番15号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）
 - 令和元年12月11日認定「認1909016143」「認1909016144」「認1909016145」
 - 同年12月18日認定「認1909018322」「認1909018323」
 - 令和2年12月10日認定「認2009014463」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和5年2月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ビューモード
- (2) 代表者職氏名：取締役 小清水 照行
- (3) 所在地：愛媛県西予市宇和町東多田 96 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和元年 8 月 30 日認定「認1911003378」「認1911003379」「認1911003380」

同年 11 月 26 日認定「認1911002688」「認1911002689」「認1911002690」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 2 月 27 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められること、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：矢澤 一郎
- (2) 代表者氏名：矢澤 一郎
- (3) 所在地：茨城県水戸市内原町 1159 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成31年2月14日認定「認1803010822」

令和元年11月26日認定「認1903007622」

令和2年6月25日認定「認2003002014」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和5年2月27日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し外国人に不正に出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の規定に基づく許可を受けさせる目的で、虚偽の帳簿書類を提供したことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。